

市内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

令和4年11月 1日

由利本荘市教育委員会

1 小・中学校で児童生徒又は教職員の感染が確認された場合

- ①感染者は、保健所または医療機関から指示のあった期間、療養及び自宅療養とする。
 - ・無症状の場合は、検体採取日を0日とし、7日間の療養とする。また、5日目に検査キットによる検査で陰性が確認された場合は、療養期間5日間の経過後、6日目からの解除を可能とする。
 - ・感染拡大が懸念される箇所の消毒を徹底する。
- ②感染者及び濃厚接触者（自宅待機対象者）が確認され、感染拡大のおそれがあるときは、必要に応じて保健所や学校医の助言を受け、当該児童生徒教職員の学級または学年を閉鎖したり、学校を休業したりするものとする。
 - ・学級・学年閉鎖、または学校の休業に関する措置については、必要に応じて学校医や医師会、保健所の助言を受ける。
- ③感染者の出席の扱いや服務については、退院または自宅療養解除の期日まで、児童生徒は「出席停止」、教職員は「病気休暇」とする。

2 児童生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合

- ①当該濃厚接触者の検査結果が「陰性」の場合
 - ・感染対策をした日を0日とし、5日間の自宅待機とする。なお、児童は「出席停止」、県職員は「職免」、市職員は「災害休暇」扱いとする。
 - ・2日目及び3日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、3日目から待機解除を可能とする。
- ②当該濃厚接触者の検査結果が「陽性」の場合
 - ・1の扱いとする。

3 その他

この取扱いは、厚生労働省や文部科学省、秋田県教育委員会の方針に基づき、保健所や由利本荘医師会の助言を得ながら、市教育委員会が検討して策定したものであり、新たな知見等により変わることがある。

< 附則 >

R 2 . 1 1 . 1 6	1 の休業日数を修正
R 3 . 4 . 1	1 の休業期間延長を追加
R 3 . 5 . 1 4	2 の②、4 の②の文言を修正
R 3 . 8 . 2 0	1 の学校医への報告を追加
R 3 . 9 . 2 1	1 に再開に関する文言を追加 1 の休業期間の延長に関する文言を削除 4 の①相談センターの文言を修正
R 3 . 1 0 . 2 6	1 の「濃厚接触者を調査」を「積極的疫学的調査」に修正 1 の「保健所等の指導により」を削除 1 の「陰性になるまで」を「退院に関する基準を満たすまで」に修正 2 の「濃厚接触者と判定された翌日から当該学校を休業とする」の文言を削除 2 の2週間の休暇名を修正 4 その他の接触アプリの文言を削除 4 その他に「保健所や由利本荘医師会の助言を得ながら」を追加
R 4 . 3 . 2	1 の休業期間等の詳細を修正 2 の①自宅待機期間等を修正
R 4 . 4 . 1 1	1 の①の例外を、小・中学校で区分し修正
R 4 . 5 . 1 9	1 の学校措置の条件と措置の範囲、期間を修正
R 4 . 1 1 . 1	1 の無症状の場合の自宅療養期間を修正 1 の消毒に関する項目を修正 1 の①学校医への報告を削除 2 の自宅待機期間を修正 3 を削除